

児童出席者名簿の紛失について

1 概要

毎月、児童クラブの出席率を把握するため、市内の児童クラブ支援員より、市の連絡便で児童出席者名簿の提出を求めている。

しかしながら、この度、令和4年2月分の児童出席者名簿1クラブ分の紛失が判明した。

2 経緯

- ・毎月月初に、各児童クラブ支援員が作成した前月の児童出席者名簿を市の連絡便で社会教育課に提出することとしていた。
- ・社会教育課では、各児童クラブから日々送られてくる封筒については、職員2名で封筒の中身の確認作業を行っており、児童出席者名簿については、到着次第、鍵のかかる机に保管し、一定数がまとまった3月15日に出席率を算出するための指定のエクセルへの入力処理を行った。
- ・入力処理が完了した3月15日時点で、社会教育課において、児童出席者名簿の提出がない児童クラブに対して提出の依頼を行ったところ、既に提出済みとの回答であった。
- ・3月17日から30日まで、社会教育課の事務所内、児童クラブ及び連絡箱をくまなく捜索しても見当たらなかったことから、児童出席者名簿が紛失したと判断した。

3 紛失した資料

児童出席者名簿（令和4年2月分） 1クラブ分（30名在籍）

4 対応

当該児童クラブ在籍児童の保護者に対し、児童クラブに訪問または直接電話にて、3月30日に事情説明と謝罪を行った。

5 原因と再発防止に向けた取組

児童クラブから社会教育課への到達時点で、提出された児童クラブの確認を行っていなかったことが原因である。

今後、再発防止に向けて、以下のとおり対策を講じる。

- ・児童クラブ推進員が児童クラブを訪問した際に、児童クラブ支援員から受け取り、受領印を押したものを残すことによる文書の受け渡しを行う。
- ・組織内の早急な情報共有の徹底を図る。